

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し下記の事務を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出書(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う ＜公金受取口座情報の利用＞ ・「公的給付の支給等に迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月11日以降、公的給付の対象者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該対象者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。 ・対象事務: 予防接種等による健康被害の救済措置制度 ・給付申請書に記載されたマイナンバーを用いて公金受取口座情報を取得する。給付申請書に記載されたマイナンバー付情報については、特定個人情報として別ファイルに綴じて施錠管理する。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の10、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条 ・番号法 第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法 第19条第6号（委託先への提供） ＜公金受取口座情報の利用＞ ・番号法 第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 16の2、16の3、115の2の項 （別表第二における情報照会の根拠） 16の2、17、18、19、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠） 第12条の2、第12条の2の2 （情報照会の根拠） 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）別表第二 17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1584

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	I-5 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康福祉部 健康医療課	健康福祉部 健康推進課	事後	
平成28年7月29日	I-6 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼健康医療課長 下田 信吾	健康推進課長 村上 千明	事後	
平成28年7月29日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	伊東市役所 健康福祉部 健康医療課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1 番1号 電話 0557-32-1584	伊東市役所 健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1 番1号 電話 0557-32-1584	事後	
平成29年7月29日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	※番号法別表第二の16項の2、17の項、19 の項については主務省令未制定	※番号法の施行日が平成29年4月1日のため 削除	事後	
平成29年7月29日	I-6 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	健康推進課長 村上 千明	健康推進課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成29年7月29日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年6月10日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 第13条	(情報照会の根拠) 第13条、第13条の2	事後	
令和2年6月10日	II-1 対象人数 いつの時点での計数か	平成27年10月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月10日	II-2 取扱者数 いつの時点での計数か	平成27年10月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月9日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し下記の事務を行うものである。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出書(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し下記の事務を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出書(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年2月9日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の10、93の2項	事前	
令和3年2月9日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2の項(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2、115の2項(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、115の2項	事前	
令和3年2月9日	II-1 対象人数 いつの時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年2月9日	II-2 取扱者数 いつの時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し下記の事務を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出書(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し下記の事務を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行うものである。 ①予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出書(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 ⑦新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	事後	
令和3年9月17日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の10、93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の10、93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条 番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第5号（委託先への提供）	事後	
令和3年9月17日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16の2、115の2項 （別表第二における情報照会の根拠）16の2、17、18、19、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）（情報照会の根拠） 第13条、第13条の2	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16の2、115の2項 （別表第二における情報照会の根拠）16の2、17、18、19、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）（情報照会の根拠） 第13条、第13条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月21日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の10、93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条 番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第5号（委託先への提供）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項、別表第一の10、93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号利用等に関する条例 第4条 番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） 番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和4年2月16日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16の2、115の2項 （別表第二における情報照会の根拠）16の2、17、18、19、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠） （情報照会の根拠） 第13条、第13条の2	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16の2、16の3、115の2項 （別表第二における情報照会の根拠）16の2、17、18、19、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠） 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 （情報照会の根拠） 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月7日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	<公金受取口座情報の利用> ・「公的給付の支給等に迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月11日以降、公的給付の対象者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該対象者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。 ・対象事務: 予防接種等による健康被害の救済措置制度 ・給付申請書に記載されたマイナンバーを用いて公金受取口座情報を取得する。給付申請書に記載されたマイナンバー付情報については、特定個人情報として別ファイルに綴じて施錠管理する。	事前	
令和5年3月7日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	<公金受取口座情報の利用> ・番号法 第9条第1項別表第一の10、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第5号	事前	
令和5年3月7日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	主務省令の改正により削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月7日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	<公金受取口座情報の利用> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の3、第13条、第13条の2	事前	
令和7年2月13日	II-1 対象人数 いつの時点での計数か	令和3年2月1日時点	令和7年1月29日時点	事後	
令和7年2月13日	II-2 取扱者数 いつの時点での計数か	令和3年2月1日時点	令和7年1月29日時点	事後	
令和7年2月13日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年2月13日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(追加)	[十分である。] 特定個人情報に関する記載のある文書については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。	事後	
令和7年7月2日	II-1 対象人数 いつの時点での計数か	令和7年1月29日時点	令和7年6月11日時点	事後	
令和7年7月2日	II-2 取扱者数 いつの時点での計数か	令和7年1月29日時点	令和7年6月11日時点	事後	